

駐車監視員活動ガイドライン

【本所 警察署】

趣旨

駐車監視員とは、警察署長の委託を受けた法人の下で、地域を巡回し、放置車両の確認や確認標章の取付けなどの仕事を行う人のことであり、法律上の資格が必要とされています(反則告知をしたり、金銭の徴収をしたりすることはありません。)。本ガイドラインは、このような駐車監視員の活動方針を定めるものです。

活動方針

駐車監視員は、下記の路線、地域、時間帯を重点に巡回し、放置車両の確認等を実施します。

留意事項

駐車監視員が行う放置車両確認事務は、以下に示す「駐車監視員活動ガイドライン」の範囲内となりますが、当該ガイドラインの範囲外であっても、次の事情に該当する場合は、委託警察署長の指示に従い確認事務を行うことができます。

- (1) 活動場所に赴く途中等において、悪質性、危険性、迷惑性が極めて高い放置車両を発見した場合
- (2) 110番等による突発的な駐車苦情に対する措置依頼を受けた場合
- (3) 臨時的な祭礼・催物等により、駐車実態の悪化が予想される場合
- (4) その他、特に委託警察署長が指示する場合

参考事項

警察官は、「駐車監視員活動ガイドライン」の重点路線、地域及び時間帯以外においても、必要に応じた取締り活動を行います。

※ 赤字表示は、新たに指定したもののほか、路線の延長、地域の拡大及び時間の変更を行ったものです。

重点路線

◎ 最重点路線

No	路線名	通称道路名	区 間		重点時間帯	備 考
1	都道319号	三ツ目通り	向島1-11先言問橋東交差点	菊川3-1先菊川三丁目交差点	7-22	
2	国道14号	京葉道路	両国1-12先両国橋	江東橋4-30先松代橋	7-22	
3	区道	北斎通り	亀沢1-8先清澄通り江戸東京博前交差点	錦糸4-16先錦糸橋	7-22	
4	都道315号	蔵前橋通り	横網2-6先蔵前橋	太平4-5先天神橋	7-22	
5	都道453号	春日通り	本所1-35先厩橋東詰交差点	本所1-34先本所1丁目交差点	9-19	
6	区道		本所1-21先本所1丁目交差点	横川5-7先栗原橋	9-19	
7	都道453号	浅草通り	吾妻橋1-23先吾妻橋東詰交差点	業平5-15先柳島橋	7-22	
8	都道463号	清澄通り	吾妻橋1-7先吾妻橋一丁目交差点	千歳3-1先	7-22	
9	都道465号	四ツ目通り	江東橋4-1先四之橋北詰交差点	押上1-19先押上3丁目交差点	7-22	
10	都道461号	墨堤通り	吾妻橋2-4先	向島5-47先	8-20	
11	江東橋2004	ダービー通り	江東橋2-9先	江東橋2-11	9-22	
	江東橋3003		江東橋3-9先	江東橋3-8		
12	特別区道墨江16号路線	牡丹橋通り	江東橋2-2先	江東橋2-11先	9-22	

◎ 重点路線

No	路線名	通称道路名	区 ← → 間		重点時間帯	備 考
1	特別区道墨107号路線	—	立川1-5先	東駒形1-17先駒形橋東詰交差点	7-22	
2	区道	区役所通り	菊川1-10先	吾妻橋1-6先浅草通り吾妻橋一丁目交差点	7-22	
3	区道	親不孝通り	江東橋5-3先新大橋通り住吉1丁目交差点	業平1-13先浅草通り業平一丁目交差点	7-22	
4	区道	馬車通り	両国2-6先	江東橋4-23都立墨東病院先旅所橋	7-22	
5	タワービュー通り～江東橋2009号路線	—	江東橋2-4先	業平1-10先	7-22	
6	特別区道墨47号路線	—	錦糸2-4先(JR錦糸町駅北口ロータリー)	業平2-14先	7-22	
7	区道	曳舟川通り	押上2-1先言問通り向島1丁目交差点	押上2-22先	9-19	
8	国道6号	水戸街道	向島2-22先言問橋東交差点	向島5-43先	9-19	
9	区道	言問通り	業平1-18先業平一丁目交差点	向島2-1先	9-19	
10	区道	小梅通り	向島3-33先	向島4-17先	9-19	
11	区道	桜橋通り	押上1-15先	向島2-8先	9-19	
12	特別区道墨3号路線	—	緑1-1先	緑3-1先	7-22	
13	特別区道墨13号路線	—	太平4-24先	太平4-15先	7-20	
14	特別区道墨16号路線	—	業平5-6先	東駒形4-20先	7-20	
15	都道	新大橋通り	菊川1-6先	江東橋5-3先	7-22	
16	特別区道墨106号路線	国技館通り	両国2-17先	本所1-3先	7-22	
17	特別区道墨106号路線	一の橋通り	両国1-14先	両国1-18先	7-22	
18	特別区道墨41号路線	—	亀沢4-14先	吾妻橋3-1先	9-19	

重点地域

◎ 最重点地域

No	地 域	重点時間帯	備 考
1	最重点路線(三ツ目通り、京葉道路、北斎通り、蔵前橋通り、春日通り、浅草通り、四ツ目通り、清澄通り)周辺	7-22	
2	江東橋1～4丁目	7-22	
3	錦糸1～4丁目	7-22	
4	太平1～4丁目(蔵前橋通りから南)	7-22	
5	JR総武線を挟んだ京葉道路～北斎通り、清澄通り～親不孝通り	7-22	
6	東京スカイツリー周辺	9-19	
7	外出小周辺地区	7-19	
8	二葉小周辺地区	7-19	






◎ 重点地域

No	地 域	重点時間帯	備 考
1	両国駅・両国国技館周辺	7-22	
2	墨田区役所周辺	8-18	
3	水戸街道地区	9-19	
4	小梅小・長命寺周辺地区	7-20	
5	菊川小周辺地区	7-19	
6	中和小周辺地区	7-19	

本所警察署 駐車監視員活動ガイドライン



凡例

	警察署境界線
	最重要路線
	重点路線
	最重要地域
	重点地域

※ 重点(最重要)地域では駐車実態に対応した放置車両確認事務を行うこととなりますので、これに指定する「周辺」の範囲は、当該地図に明示するものと異なる場合があります。

Copyright(C)ZENRIN CO.LTD.(Z19LC第285号)
この地図の全部又は一部を複製することを禁じます。